

青森県報

第九百三十二号

令和七年
六月二十七日
(金曜日)

目次

告 示

○青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関する要綱の一部を改正する要綱……………一

○難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定
○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の辞退……………一

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の取消し……………二

○登録特定行為事業者の事業所の所在地の変更の届出……………三

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………三

○証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更……………四
○証紙売りさばき人の名称の変更……………四

告 示

青森県告示第三百六十三号

青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和七年六月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関する要綱の一部を改正する要綱

青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関する要綱(平成二年二月青森県告示第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「[PH]」を「[pH]」、「[大腸菌数]」を「[大腸菌数]」、「[個/cm]」を「[CFU/ml]」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

青森県告示第三百六十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第二十一条第一号の規定により公表する。

令和七年六月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

指定医の区分	氏 名		主として指定難病の診断を行う医療機関	診療科	担当する年月日
	名	所在地			
難病指定	内藤 覚	十和田市立中央病院 番町一四の八	外科	令和七・四・八	
難病指定	鈴木 郁	十和田市立中央病院 番町一四の八	消化器内科	〃	
難病指定	清川 哲郎	八戸赤十字病院 八戸市大字田面	脳神経内科	七・四・六	

医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定	医難病指定
濱浦 奨悟	中田 健一	海老名 徹	大山 哲司	藤岡 彩夏	久保 公利	三浦 万紀	佐藤 理子	小山石 隼	松山 美智	松山 陽亮	有末 篤弘	田口 裕哉
弘前大学医学部附属病院	外ヶ浜町国民健康保険中央病院	青森県立中央病院	弘前記念病院	津軽保健生活協同組合健生病院	医療法人雄都会青森新都市病院	青森県立中央病院	弘前大学医学部附属病院	弘前大学医学部附属病院	深浦町国民健康保険深浦診療所	深浦町国民健康保険深浦診療所	八戸赤十字病院	八戸赤十字病院
弘前市大字本町五三	東津軽郡外ヶ浜町の字下蟹田四二	青森市東造道二丁目一の一	弘前市大字境関字西田五九の一	弘前市大字扇町二丁目二の二	青森市石江三丁目一	青森市東造道二丁目一の一	弘前市大字本町五三	弘前市大字本町五三	西津軽郡深浦町大字広戸字家野上〇四の三	西津軽郡深浦町大字広戸字家野上〇四の三	八戸市大字田面木字中明戸二	八戸市大字田面木字中明戸二
循環器内科	内科	血液内科	整形外科	小児科	消化器内科	脳神経内科	小児科	小児科	内科	内科	小児外科	循環器内科
七・五・三	七・五・七	〃	七・五・一	〃	〃	七・四・三〇	〃	〃	七・四・二	七・四・八	〃	〃

青森県告示第百六十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百

医難病指定	医難病指定	医難病指定	指定医の区分		主として指定難病の診断を行う医療機関	担当診療科名	指定・辞退年月日
氏名	名	所在地					
川口 章吾	齊藤 孝幸	梅森 勉	弘前大学医学部附属病院	心会青森新都市病院	医療法人雄都会青森新都市病院	消化器内科	七・三・三二
			弘前市大字本町五三	青森市石江三丁目一	青森市石江三丁目一	総合診療科	〃
						脳神経外科	令和六・四・一

青森県告示第百六十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十條第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

令和七年六月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

医難病指定	医難病指定
笹田 貴史	須藤 信哉
つがる市域連合五ヶ所川原市字岩木町一二の三	つがる市域連合五ヶ所川原市字岩木町一二の三
消化器・血液・膠原病内科	消化器・血液・膠原病内科
〃	七・五・一五

第二十一号)第二十条第四項の規定により、次の指定医についてその指定を取り消したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

令和七年六月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区指定医の氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関		診療担当する科名	指 定 消 滅 日
	名	所 在 地		
区指定医	氏 名			
難病指定	木村 嘉宏	独立行政法人国立病院機構弘前総合医療センター	弘前市大字富野町一	令和七・六・六
難病指定	佐藤 一範	八戸赤十字病院	八戸市大字田面木字中明戸二	〃
難病指定	新山 正展	八戸赤十字病院	八戸市大字田面木字中明戸二	〃
難病指定	熊原 遼太	弘前記念病院	弘前市大字境関字西田五九の一	〃

青森県告示第三百六十七号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十七条第二項において準用する同法第四十八条の六第一項の規定により、次のとおり登録特定行為事業者から事業所の所在地を変更しようとする旨の届出があったので、同法附則第二十七条第二項において準用する同法第四十八条の八第二号の規定により公示する。

令和七年六月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	登録番号	氏名又は名称	住所	事業所所在地	変更予定年月日	備考

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
〇三〇〇二四八	〇三〇〇二四八	〇三〇〇二四七	〇三〇〇二四七	〇三〇〇二四六	〇三〇〇二四六	〇三〇〇二四五	〇三〇〇二四五
医療法人弘愛会	医療法人弘愛会	医療法人弘愛会	医療法人弘愛会	医療法人弘愛会	医療法人弘愛会	医療法人弘愛会	医療法人弘愛会
弘前市大字宮川三丁目一の四	弘前市大字宮川三丁目一の四	弘前市大字宮川三丁目一の四	弘前市大字宮川三丁目一の四	弘前市大字宮川三丁目一の四	弘前市大字宮川三丁目一の四	弘前市大字宮川三丁目一の四	弘前市大字宮川三丁目一の四
ケア・システムズ 藤崎あゆみ	ケア・システムズ 藤崎あゆみ	ケア・システムズ 藤崎あゆみ	ケア・システムズ 藤崎あゆみ	ケア・システムズ 藤崎あゆみ	ケア・システムズ 藤崎あゆみ	ケア・システムズ 藤崎あゆみ	ケア・システムズ 藤崎あゆみ
南津軽郡大湊町一丁目九番地の崎崎	南津軽郡大湊町一丁目九番地の崎崎	南津軽郡大湊町一丁目九番地の崎崎	南津軽郡大湊町一丁目九番地の崎崎	南津軽郡大湊町一丁目九番地の崎崎	南津軽郡大湊町一丁目九番地の崎崎	南津軽郡大湊町一丁目九番地の崎崎	南津軽郡大湊町一丁目九番地の崎崎
〃	〃	〃	〃	〃	〃	令和五・六・一	令和五・六・一
重度訪問介護	重度訪問介護	居宅介護	居宅介護	介護訪問	介護訪問	訪問介護	訪問介護

青森県告示第三百六十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和七年六月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
すずらん調剤薬局三内店	青森市大字三内字玉作五の六ハッピービル一階	令和七・六・六
すずらん調剤薬局西滝店	青森市篠田三丁目一三の二四	七・六・七

青森県告示第三百六十九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和七年六月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

区 分	住 所	名 称	売 り さ ば き 場 所	変 更 年 月 日
変更前	むつ市小川町二丁目五の二六	株式会社タムラ	むつ市小川町二丁目五の二六	令和七・六・六
変更後	むつ市金谷一丁目一四の四三		むつ市金谷一丁目一四の四三	

青森県告示第三百七十号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和七年六月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

区 分	住 所	氏 名	変 更 年 月 日
変更前	五所川原市末広町一四	青森県食品衛生北五協会	令和七・六・六
変更後		北五食品衛生協会	